

○知的障害者旅客運賃割引規則

制 定 1991年 4月 15日

最終改定 2020年 4月 1日

(適用範囲)

- 第1条** この規則は、知的障害者が単独で又は介護者とともに、当社線及び連絡社線を乗車する場合に適用する。
- 2 相鉄は、この規則を相当な範囲で変更することがある。この場合、相鉄は変更及び変更内容を予め告知するものとする。
- 3 この規則が改定された場合、以後の旅客運送契約等については、改定された規則の定めるところによる。

(知的障害者)

第2条 この規則において「知的障害者」とは、「療育手帳制度について」（昭和48年厚生省発児第156号厚生事務次官通知）により定められた療育手帳制度要綱に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。

(注) 療育手帳の様式は、次のとおりである。

(1) 紙様式 (例)

<p>療 育 手 帳</p> <p>〇〇〇県 (市)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"><p>写真 (縦4cm 横3cmで脱帽 して上半身を 写したもの)</p></div> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日交付</p> <p style="text-align: right;">氏 名</p> <p style="text-align: right;">〔 明治 大正 昭和 平成 年 月 日生 〕</p> <p style="text-align: right;">〇〇〇県 (市) 印</p> <p style="text-align: center;">— (1) —</p>
--------------------------------	---

(大きさは、日本工業規格B列7番とする)

(2) カード様式 (例)

療育手帳 ○○県(市) 第 号		写真 2.7 × 2 cm
氏名	交付 再交付	
住所	生 性別	公印 1.2× 1.2 cm
保護者氏名 住所	続柄	
障害の程度(総合判定)		
旅客鉄道株式会社旅客運賃減額		
航空割引		
判定年月日	○○県(市)	
判定機関	身体障害 級	
合併障害		
次の判定年月		

8.5cm

5.4cm

- 2 前項の知的障害者を、次に掲げる第1種知的障害者及び第2種知的障害者に分ける。
 - (1) 「第1種知的障害者」とは次に掲げる者及びこれよりも重度の者をいう。
 - ア 知能指数がおおむね35以下の者であって、日常生活において常時介護者を要する程度のもの
 - イ 肢体不自由、盲、ろうあ等の障害を有し、知能指数がおおむね50以下の者であって、日常生活において常時介護を要する程度のもの
 - (2) 「第2種知的障害者」とは、前号以外の者をいう。
- 3 第1種知的障害者及び第2種知的障害者の別については、療育手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄の記載により確認することができる。

(介護者)

- 第3条** 知的障害者が、第1種知的障害者及び定期乗車券を使用する12才未満の第2種知的障害者であるときは、知的障害者1人に対して、1人の介護者をつけることができる。
- 2 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力を有すると認められる者であって、その購入する乗車券の種類、乗車区間及び有効期間が知的障害者と同一で知的障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

(割引乗車券の種類)

- 第4条** 知的障害者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、次のとおりとする。
- (1) 普通乗車券 第1種知的障害者が単独又は介護者とともに乗車する場合及び第2種知的障害者が単独で乗車する場合に発売する。
 - (2) 定期乗車券 第1種知的障害者及び12才未満の第2種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。
 - (3) 回数乗車券 (普通回数乗車券) 第1種知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2 介護者に対して割引の取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により知的障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、知的障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券の発売はしない。

(取扱区間)

第5条 知的障害者及び介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線各駅相互間及び当社線と連絡社線各駅相互間とする。ただし、知的障害者が単独で普通乗車券によって乗車する場合は、当社線及び東日本旅客鉄道会社線を通算した営業キロが片道100キロメートルをこえる区間を乗車する場合に限り割引の取扱いをする。

(割引率)

第6条 知的障害者及び介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引をしない。

(割引乗車券の購入)

第7条 知的障害者が割引乗車券を購入する場合、療育手帳を呈示し、口頭又は適宜な申込書をもって必要な乗車券の申込みをしなければならない。ただし、大人の知的障害者で当社線内にあっては、自動券売機により、小児券を割引乗車券の代用として購入することができる。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券は、知的障害者と、その介護者とは、同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払いもどし)

第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、知的障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行う場合に限って取扱う。

(療育手帳の携帯)

第10条 知的障害者又はその介護者は、乗降の際及び乗車中は、療育手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(割引乗車券に対する表示)

第 11 条 知的障害者に対して発売する割引乗車券の券面に次の各号に定める表示をして発売する。ただし、第 7 条ただし書きにより発売した乗車券は除く。

(1) 第 1 種知的障害者又は第 2 種知的障害者が単独で普通乗車券により乗車する場合



(直径約 1 cm)

(2) 第 1 種知的障害者が介護者とともに普通乗車券又は回数乗車券により乗車する場合

ア 知的障害者に対する乗車券

常備券で発売する場合の券面表示



(1 辺約 0.6cm)

補充券で発売する場合の券面表示



(直径約 1 cm)

イ 介護者に対する乗車券

常備券で発売する場合の券面表示



(1 辺約 0.6cm)

補充券で発売する場合の券面表示



(直径約 1 cm)

(3) 第 1 種知的障害者又は第 2 種知的障害者が介護者とともに定期乗車券により乗車する場合

ア 知的障害者に対する定期乗車券



(1 辺約 0.4cm)

イ 介護者に対する定期乗車券

護

(1 辺約 0.4cm)

(注) 知的障害者の小児用定期乗車券は、旅客運賃の割引をしないが、乗車券面には所定の表示をすること。

(乗車券簿の表示方)

第 12 条 知的障害者に対する乗車券を発売した場合における乗車券簿の記事欄の割引種別の表示方は、前条の規定を準用するほか、一般割引乗車券を発売した場合の例による。

(その他の取扱い)

第 13 条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客営業規則のほか旅客運賃に関する一般の規定による。

付 則

- 1 この規則は 1991 年 12 月 1 日から改定実施する。
- 2 この規則は 1995 年 9 月 1 日から改定実施する。
- 3 この規則は 2010 年 4 月 1 日から改定実施する。
- 4 この規則は 2018 年 3 月 17 日から改定実施する。
- 5 この規則は 2019 年 4 月 1 日から改定実施する。
- 6 この規則は 2020 年 4 月 1 日から改定実施する。